

戸籍住民課証明発行業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的

本要項は、戸籍住民課窓口業務の充実に向け、プロポーザル方式により、複数の事業者から仕様書(案)に沿った企画の提案を受け、選定委員会において総合的に厳正かつ公平に審議した上で、証明発行業務の効率的な運営に適した委託候補者を選定することを目的とする。

2 業務委託内容

別紙仕様書(案)のとおり

3 提案限度額

269,338 千円 (税込み)

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の前算計上を約するものではない。

※提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。

※提案限度額は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの契約期間を想定した、1年間の額とする。

※履行開始までに係る準備経費は、事業者の負担とする。ただし、準備期間中の令和8年4月以降の従事者に係る人件費については、別途、区と協議する。

4 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 申込書類提出時点で、対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱(18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱(23文総契第306号)第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

- (1) 提出書類の配付

9月12日(金)から10月17日(金)まで

- (2) 質問受付期間
9月12日（金）から10月3日（金）16時まで
（中間締切 9月19日（金）16時まで
質問回答期限（中間）9月26日（金）16時（予定））
- (3) プロポーザル参加希望書提出期限
10月3日（金）16時まで
- (4) 質問回答期限（最終）
10月10日（金）
- (5) 提出書類受付期間
10月21日（火）及び10月22日（水）の9時から16時まで
- (6) 第一次審査
11月上旬
- (7) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者）
11月上旬
- (8) 第二次審査
11月中旬
- (9) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）
12月中旬
- (10) 契約締結
令和8年5月下旬（予定）

7 提出書類の配付

- (1) 配付期間
令和7年9月12日（金）から令和7年10月17日（金）まで
- (2) 配付方法
区ホームページからダウンロードすること
区ホームページ【すばやく検索メニュー（事業者の方へ）⇒事業者向けプロポーザル⇒戸籍住民課証明発行業務委託事業者の募集について（プロポーザル選定）】

8 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加希望書」を電子メールにて文京区区民部戸籍住民課宛に提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年10月3日（金）16時まで
- (2) 提出方法
前述の区ホームページから様式第1号「プロポーザル参加希望書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

なお、送信先及びメールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

ア 送信先メールアドレス

b201500●city.bunkyo.lg.jp

※ セキュリティの都合上、@を●に変換し、表示しています。

イ メール件名

「戸籍住民課証明発行業務委託プロポーザル参加希望書提出（事業者名）」

9 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

令和7年9月12日（金）から 令和7年10月3日（金） 16時まで

※ 中間締切りは、9月19日（金） 16時までとする。

(2) 受付方法

前述の区ホームページから様式第2号「戸籍住民課証明発行業務委託に関する質問票」をダウンロードし、必要事項と質問内容を記入の上、電子メールにより提出すること。

なお、送信先及びメールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

ア 送信先メールアドレス

b201500●city.bunkyo.lg.jp

※ セキュリティの都合上、@を●に変換し、表示しています。

イ メール件名

「戸籍住民課証明発行業務委託について：プロポーザル質問」

(3) 回答方法

中間締切までに受け付けた質問については、可能な限り、令和7年9月26日（金）16時（予定）を目途に、回答を区ホームページに掲載する。中間締切以降に受け付けた質問及び区ホームページでの回答が難しい質問については、プロポーザル参加希望書を期日までに提出した全事業者に対し、令和7年10月10日（金）までに、電子メールにて回答する。

10 参加方法

次の書類を作成し、提出書類受付期間中に提出すること。

(1) 提出書類等

No.	内容	様式	部数
1	参加申込書	様式第3号	1部

2	企画提案書正本	様式第4号	1部
3	企画提案書副本	様式第5号	8部
4	1 提案企業の基本情報について (1) 事業概要 (2) 財務状況 (3) 資格情報 (4) 同種業務に関する実績	様式第6号	正本用1部 副本用8部
5	2 提案のコンセプトについて	様式第7号	
6	3 提案する体制について (1) 業務の実施体制 (2) 従事職員の配置及び安定した雇用 (3) 従事職員の教育（委託前後） (4) 事業者決定から委託開始までのスケジュール	様式第8号	
7	4 業務の実施方針や実施手法について (1) 証明窓口業務 (2) キャッシュレス決済業務 (3) 窓口案内業務 (4) 戸籍証明の相談業務 (5) 電話の一次取次業務 (6) 郵送請求業務 (7) マイナンバーカードコールセンター業務	様式第9号	
8	5 業務水準に対する取組、向上策について (1) 窓口・証明発行・手数料収納業務の正確さ、迅速性等 (2) 郵送請求業務の正確さ、迅速性等 (3) 苦情・トラブル対応	様式第10号	
9	6 個人情報保護・セキュリティ対策について	様式第11号	
10	7 法令遵守について	様式第12号	
11	会社概要		
12	登記簿謄本、履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの)		1部
13	プライバシーマーク等資格証明書の写し（保有する場合）		1部
14	直近3か年の財務諸表 (損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書等)		1部
15	見積書（指定書式なし A4判）※		1部
16	キャッシュレス決済事業者の会社概要 (区で導入済みのツール（LoGo フォーム）を活用した企画提案		1部

	の場合、当該事業者の会社概要は不要)		
17	辞退届 (書類提出後、辞退する場合のみ提出)	様式第 13 号	1 部

※ 見積書は、税抜き、費用の内訳を別紙に添付すること。費用の内訳は、詳細なものとし、業務に従事する者の人件費については、記載必須項目とする。業務や役割、単価、人数を含めて記載すること。令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの見積書を提出するものとする。

なお、令和 9 年 4 月 1 日から 4 月 9 日まで及び令和 9 年 4 月 23 日から 5 月 6 日までについては、仕様書 (案) に記載の令和 9 年 3 月 15 日から 3 月 31 日までと同様の最繁忙期の業務時間になるものとし、令和 9 年 4 月第 1 日曜日については、仕様書 (案) に記載の令和 9 年 3 月第 5 日曜日と同様の臨時開設の業務内容及び業務時間になるものとして算定すること。

また、内訳として、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの分と令和 9 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの分を記載すること。

※ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒 (長形 3 号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの。) を併せて提出すること。

(2) 提出体裁

参加申込書 (様式第 3 号) に No. 2 から No. 16 までの書類を指定部数添えて提出すること。

提出書類のうち No. 4 から No. 10 までは、表紙となる No. 2 及び No. 3 を除き、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付し、左側 2 か所をステープラー等で留め、書類ごとに表紙にインデックスを付けること。

また、用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左とすること。

なお、No. 3 から No. 10 までについては、事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。

(3) 提出場所及び提出方法

文京区区民部戸籍住民課証明係 (文京シビックセンター 2 階北側) へ持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は、本件に従事する者とする。

(4) 提出期間

令和 7 年 10 月 21 日 (火) 及び令和 7 年 10 月 22 日 (水) の 9 時から 16 時まで

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会において次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により、委託候補事業者を上位 3 者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者から、企画提案書等に基づき 1 者当たり 20 分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から 30 分程度の質疑応答

を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入し、110円切手を貼付したもの。）を提出すること。

(3) 最終評価

総合評価点（第一次審査、第二次審査及び価格評価点の合計）の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

(4) 結果の通知

ア 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを電子メール及び郵送で通知する。

なお、第一次審査で選定された者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

イ 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを電子メール及び郵送で通知する。

(5) 委託候補事業者等の公表

本公募の応募状況及び委託候補者の名称等については、選定後、区ホームページで公開する。

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、同条第3号に規定する情報（以下「法人情報」という。）は情報公開の対象外となるため、全申込者について、提出された事業計画書等に係る法人情報の特定について協力を依頼することがある。また、公開の可否は、区が判断する。

13 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を令和7年10月24日（金）16時までに、参加申込書の提出先宛て提出すること。

14 無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (4) (1)及び(3)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

15 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

16 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に、参加する事業者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

17 事業担当

文京区区民部戸籍住民課証明係 担当山口 TEL. 03-5803-1178 FAX. 03-5684-7492